

ペットマナー啓発看板設置の際の注意事項

- 糞の放置防止等の注意喚起以外の目的で使用しないでください。
- 自己所有の施設以外の場所に看板を設置する場合は、必ず設置予定箇所の所有者または管理者の承諾を得てください。
※承諾を得ずに設置した場合、看板を撤去されるだけでなく費用弁償を求められる可能性があります。
- 自己所有の施設以外の場所に看板を設置する場合は、設置場所を汚損または損傷しないようご注意ください。
- 無断でレイアウトを変更しないでください。
- 文字等を書き足す場合は、事前に以下の問い合わせ先にご連絡ください。
- 福岡市外では使用しないでください。

【問い合わせ先】

福岡市動物愛護管理センター

東部動物愛護管理センター

TEL : 092-691-0131